平成２３年（フ）第１７３８９号
埼玉県鴻巣市吹上本町４丁目８―１―205
破産者　嶋嵜　和男
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４４０号
東京都新宿区大久保１丁目９―24―301
破産者　内田マリータこと　ウチダ　マリータ　デロス　レイエス
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４４３号
東京都大田区羽田３丁目３―15―305
破産者　福崎　研一
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６５２号
東京都中野区江原町２丁目23―17
破産者　三冨　恵里（旧姓浅川）
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６５５号
千葉県習志野市谷津２丁目20―12　ジュネスハイムＡ―101
破産者　室井　孝一
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６５７号
東京都八王子市めじろ台２丁目69―８
破産者　高瀬　久雄
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６７８号
千葉県成田市郷部1247　ランドロード伍番館105
破産者　吉田　成善
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６８４号
東京都荒川区南千住１丁目54―12―Ｃ―210
破産者　辻　　照美
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１１６号
宮城県大崎市鹿島台平渡字銭神178番地10、開始決定時の住所宮城県東松島市根古字朴木沢10番地
破産者　阿部　孝夫
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第２３９７号
札幌市豊平区平岸３条９丁目14番20号　コーポ飯田２Ｆ20号
破産者　岡部　　諭
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７号
青森県青森市旭町１丁目１番14号　Ｔｏｍａｓ・Ｂ―201、開始決定時の住所青森県弘前市大字青山４丁目12番地１
破産者　三上　順三
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１８９４号
仙台市青葉区五橋２丁目７番５―103号
破産者　斎藤　麗子
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
福島県いわき市常磐藤原町名高儀76番地の79
破産者　岡部　光雄
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２５０号
群馬県館林市成島町1255―17、住民票上の住所青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原355番地４
破産者　盛田　輝美
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第５６８号
東京都国分寺市光町２丁目11番地１　サンライズ国立205、破産申立て時の住所埼玉県戸田市中町２丁目22番11―501号
破産者　平良　嘉彦
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１８号
さいたま市浦和区駒場１丁目19番４号
破産者　松崎　和明
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０７号
埼玉県朝霞市岡３丁目15番47号ネオ・クレール103
破産者　山中　直裕
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３９号
埼玉県上尾市愛宕１丁目16番10号　オクタビア・ヒルＣ―103
破産者　水野　祐一
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４０号
埼玉県上尾市愛宕１丁目16番10号　オクタビア・ヒルＣ―103
破産者　水野　攻子
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８４号
埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町２丁目５番地の９　グリーンガーデン202号
破産者　木原　哲二
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係